平成26年労第280号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日会社A(以下「会社」という。)に採用され、B の工事現場での現場監督や工事関係書類の翻訳等の業務に従事していた。

請求人によれば、C工事現場において現場監督の業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日動悸、息切れ、胸部圧迫感が出現し、同月〇日にD病院に受診し「心筋梗塞疑い」と診断され、同月〇日には動悸、息切れが激しくなったことから同日E病院に救急搬送され「慢性心不全の疑い」とされたが、体重過多のため診断上必要な血管造影検査ができない状況であった。その後も症状が改善しなかったため、請求人は、同月〇日にFセンターに受診し「虚血性心疾患、うっ血性心不全、心房細動」と診断され、さらに、同日搬送されたG病院において「心筋梗塞、心不全」と診断され入院加療するとともに、その後はFセンターにおいて、肥満治療などの通院治療を行なった。

請求人は、上記心筋梗塞等の疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却

したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人に発症した疾病について

H医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「心房細動、不整脈を認め、心筋梗塞を疑いE病院へ紹介、基礎疾患との関連について、高血圧、肥満症が心筋梗塞を誘発した可能性がある。」と述べ、I医師は、同年○月○日付け意見書において、「慢性心不全の疑いと診断し、高血圧による心不全の可能性は否定できない。」と述べている。また、J医師は、同年○月○日付け意見書において、傷病名を「心筋梗塞、心不全」と診断し、「基礎疾患に高血圧、病的肥満があり、これらが今回の疾患の原因となった可能性が高い。陳旧性心筋梗塞による心不全。」と述べている。

K医師は、同年○月○日付け意見書において、「既に基礎疾患として高血圧症、高脂血症、肥満症、慢性腎不全、陳旧性心筋梗塞があり、平成○年○月に心不全、不安定狭心症を合併したものと思われる。今回の不安定狭心症と急性心不全の発症には陳旧性心筋梗塞、腎不全の基礎疾患が強く関与し、極度の病的肥満が強く影響しているものと思われた。」と述べている。

当審査会は、本件の医証等を精査したところ、H医師、I医師、J医師及び K医師の意見は妥当であり、請求人は、自覚症状が出現した平成〇年〇月〇日 に「心筋梗塞」(以下「本件疾病」という。)を発症したものと判断する。

- (2) ところで、脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く)の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く)の認定基準について(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)」を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるので、以下、認定基準に基づいて検討する。
- (3) 請求人及び会社関係者等の申述によると、本件疾病の発病直前から前日にかけて、認定基準が定める「異常な出来事」は認められない。

請求人は、タイムカードがなくサービス残業を行っていた旨を主張しているが、請求人の申述以外にこれを裏づける客観的な資料は認められない。監督署長は、会社関係者及び下請け事業主の申述及び出勤簿等の資料を基に請求人にかかる労働時間について、発症前1週間の総労働時間は57時間で、時間外労働時間は17時間、また、発症前1か月の時間外労働時間は62時間で、発症前2か月の平均時間外労働時間は59時間38分、発症前3か月の平均時間外労働時間は55時間15分と認定している。当審査会としては、請求人の主張は採用できず、監督署長のこれら労働時間の認定は妥当であり、請求人の本件疾病発症前の短期間及び長期間の恒常的長時間労働はなく、労働時間において業務に過重性は認められない。

(4)以上により、請求人には本件疾病の発症前において、「異常な出来事」は認められず、短期間の過重業務及び長期間の過重業務も認められないことから、 請求人に発症した本件疾病は、業務上の事由によるものであるとは認められない。

なお、請求人の高血圧症、体重180kg余の極度肥満等のリスクファクター等を踏まえた各医師の意見からして、業務以外の要因により発症した可能性があることが否定できないことを付言する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休 業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由は ない。 よって主文のとおり裁決する。